

広島県告示第九百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十六年一月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗谷大野線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大竹市松ヶ原町字片山四九四番一地先から 廿日市市大野字馬ノ口二六四五番四地先まで		新	〇 一三・〇〇 〇 五八・〇〇	〇 一、〇八〇・ 〇〇	幅員減少
		旧	〇 一三・五〇 〇 五八・〇〇	〇 一、〇八〇・ 〇〇	